

新たな国立公文書館及び憲政記念館に係る実施設計について

<内閣府 令和3年5月>

【これまでの決定内容】

【今回の決定事項】

【基本設計】(R元年11月)

外観計画、ゾーニング・動線計画、各室の面積など



【実施設計】

諸室の建築材料・仕様や設備機器の具体化

【基本計画 (H30年3月)】
設計にあたっての基本的考え方

① 歴史の重みを体現する**公文書の重要性**を象徴する空間づくり

② 様々な世代の人々に利用される拠点としての**利便性**の確保

③ 将来に渡り必要な役割を果たせる**機能性**の確保

④ 両館の**独自性**の確保、現憲政記念館の歴史的価値の尊重

【実施設計のポイント】

① **我が国の歴史や伝統を体現する建築材料・仕様の採用**
(伝統的な左官仕上げの壁、ヒノキ・ナラ等の活用など)

② **利便性を向上させ、柔軟な施設運用を可能とする設備機器等の採用**
(ユニバーサルデザイン、一般公開部分における透明度を調整可能なガラスの採用など)

③ **公文書館としての機能維持に必要な設備機器等の採用**
(書庫の温湿度・有害物質を適切に管理する設備の採用など)

④ **両館の独自性や憲政記念館の価値を表現する建築材料・仕様の採用**
(各館の材料の選定、尾崎行雄像等の再配置・再構築など)